

平成28年 第7回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成28年7月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 平成28年7月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎2階第1会議室
- 3 出席委員 19名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員 | 榎 洙 武 重 | 2番委員 | 櫻 井 孝 司 | 3番委員 | 高 橋 俊 信 |
| 4番委員 | 高 橋 良 一 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 達 夫 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 高 橋 俊 一 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 河 合 博 満 |
| 13番委員 | 小 池 正 明 | 14番委員 | 原 澤 幸 雄 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 16番委員 | 原 澤 孝 一 | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 | | | | |
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
- 9番委員 星 野 榮 一 11番委員 森 下 一 郎
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- 事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聡 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 議案第21号 農地法による許可の取消について

協議事項・報告事項

- (1)農地復元届出農地台帳登載について
- (2)制限除外の農地等異動通知書について

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に9番委員星野榮一・11番委員森下一郎を指名し議事に入る。

それでは、引き続きまして議事に入ります。

議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いをいたします。

事務局

事務局より説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、申請人、転用目的、転用理由を朗読、説明。）

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長

それでは、担当委員さんの調査の報告をお願いいたします。

9番委員

9番の星野榮一です。よろしくお願いします。

それでは、農地法第4条の規定による申請事案の調査結果について報告いたします。

7月8日、現地調査を行い、確認をいたしました。確実性については、本案件については、現に、先ほど説明があったように実施されている追認案件でございますので、該当はありません。

申請面積の妥当性ですが、面積が44㎡、分筆済みであり、周辺の利用状況からも適当と思われるます。

周辺農地の営農条件への支障ですけれども、現地は道路、宅地等に囲まれた連続性のない農地であり、周辺農地の営農上の支障はないと思います。

それから、近隣する住民等も立ち会いを行い、3軒ですけれども、行って、了解を得ているということでもあります。

それから、前、南東側ですけれども、赤線があります。それも町と立ち会いのもと、了解を得ております。

それから、駐車場の前ですけれども、県道が走っています。〇ですね。これも用地がありますので、土木の立ち会いのもと、それも了解を得ているという話であります。

連続性のない農地であるということなので、営農を行う上で支障は発生する見込みはございません。周辺農地は存在せず、想定される被害はないと思われるますので、その他にも想定される懸案事項は特に見当たりません。

報告は以上です。よろしく審議をいただきますようお願いいたします。

議長

ただいま星野榮一委員から調査報告がありました。

質問等ございましたら挙手の上で発言してください。ございませんか。

（「なし」の声）

なければ、許可相当ということ決めたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、転用目的、
転用理由を朗読、説明。）

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

それでは、番号1番、〇の〇〇さん所有の農地を〇の、〇〇さんに売買で譲
り渡すという案件です。

担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇地区担当の廣田尚夫です。

お手元の5の1という写真を参照していただきまして、場所的には〇の〇よ
り〇左に曲がって北へ200mほど進んだところでは。7月6日、現地調査、
不動産の看板が立っておりました。8日、申請者に確認いたしました。転用の
目的は、一般住宅（庭）及びアパートの駐車場用地として計画されています。
〇側が庭、庭園ですね、反対側の道路沿いに駐車場を計画されています。

調査事項1、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、見積
書、設計書、資金、これは融資証明依頼書が確認できました。7月8日、本人
の意思も確認でき、許可がおりてから早目に着工したいとのことでした。実行
は確実と思われます。

調査事項2、申請面積の妥当性ですが、申請面積は753㎡であり、周辺の
利用状況からも適当と思われます。

調査事項3、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は道路、宅地、
公園等に囲まれた連続性のない農地であり、周辺農地の営農を行う上で支障が
発生する見込みはございません。

調査事項4、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措
置の確認ですが、周辺に農地が存在せず、想定される被害等はないと思われま
す。

調査事項5、その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま廣田委員から調査報告がございました。

質問、意見等ございましたら挙手の上、発言願います。ありませんか。

（「なし」の声）

なければ、許可相当ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さんから〇の〇〇さんへ所有権移転売買の
案件です。

担当委員さんの調査報告をお願いします。

10番委員

10番、高橋です。

7月3日に高宮委員と2人で現地調査に行っていました。この〇〇さんは、〇で日本料理店を何軒か経営する方だそうです。それで、写真を見てもらうと、〇に保養施設を昭和57年に建てて、それからこの前の申請地がこの駐車場として賃貸らしいんですけども、そこにこの〇のところのこの屋根が、これが倉庫らしいんですね。倉庫を建てて使用していたということです。それで、譲渡人の〇〇さんは養子ということで、このおばあさんが亡くなって自分が定年退職し、〇の〇〇さんの家に来て、それで今度この土地を売ってくれないかという話になって、そうしたら転用はしていないということで気づきました、この申請に至ったそうでございます。

それで、この写真で、白くなっているところには砂利が敷いてあり、この緑色のところは荒れたような状態です。これを戻すわけにもいかないので、始末書つきで出ていますので、調査したところ、周辺農地の支障は別にありません。許可があり次第駐車場を整備して、この全部を整備していく予定だそうです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

今、高橋委員より調査報告がありました。皆さんの中で質問、意見等がありましたら挙手の上、発言願います。

始末書添付ということでもう長年ずっと使っていたということですね。

10番委員

そうですね。

議長

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

意見がなければ、許可相当ということで決したいと思います。

では、続きまして、議案第20号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第20号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求めらる。

別紙記入事件5件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画の概要でございます。田は賃貸借の通年で1,243㎡、畑は使用貸借の通年で1,225㎡、合計は、田、1,243㎡、畑、1,225㎡、合わせて2,468㎡です。

貸し手は2戸、借り手は2戸でございます。設定期間は、田は3年、畑は3年でございます。

7ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

今、事務局より説明がございました。7ページの各5件です。目を通してい

ただいて、何か質問等ございましたら発言願います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、承認と決めます。

続きまして、議案第21号農地法の規定による許可の取消について、事務局よりお願いいたします。

事務局

8ページをごらんください。

議案第21号農地法の規定による許可取消申請について。

次のとおり農地法の規定による許可取消申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件2件。

次ページ、農地法第4条の規定による許可取消についてをごらんください。

農地法関係許可取消願。

過去に許可申請により転用許可がおりました土地であります。実際に形状や地質の変更が行われず、転用行為も行われておらず、転用後の計画が中止となった案件でございます。

この後、報告協議事項にて農地台帳の登録後、登載の確認をお願いする案件でございます。

◇(議案書・順次、願出人、所在地、地目、面積、当初転用目的、許可年月日、群馬県指令番号、取消理由を朗読、説明。)

以上、よろしく審議をお願いいたします。

議長

それでは、番号1番、〇の〇〇さんの案件です。昭和49年9月20日に転用許可が出ていますけれども、その後、ずっと実際には転用されずに現在に至っているという案件。

それから、番号2番、〇の〇〇さん、これも平成3年12月17日に4条の許可が出ましたけれども、その後事業がなされなかったということで現在に至るということで、もう大分長年にわたり、許可後何もなされていないという現状ですので、許可を取り消したいということです。

皆さんの中でご意見等ございましたら挙手の上、発言願います。ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、許可取消相当ということで決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可取消と決めます。

議事は、以上で議案を終了いたします。

続きまして、5番、協議事項・報告事項に入ります。

(1) 農地復元届出農地台帳登載について。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

10ページ協議事項・報告事項(1) 農地台帳登載資料をごらんください。

協議事項・報告事項(1)。

農地台帳登載に係る取り扱いについての第2の(2)により、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。

こちらについての取り扱いですが、前期まで、農地台帳の登録については、申請があれば農業委員さんに位置を確認していただいて、随時登録をさせていただいて、その直近の後の農業委員会で報告という形で取り扱いをさせていただきました。前任の事務局長に相談したところ、今回農業委員さんが19名と少なくなったものですから、その一方の調査経過により登録ということではなく、事後の農業委員会で皆さんにご確認していただいた上で、農地台帳に登録をするという取り扱いに変更させていただくことになりました。農業委員さんお1人の確認でということで負担が大きくなるどころ、負担を少し減らしてということで、皆さんでご確認していただくという方法に変えさせていただきました。

では、続いて資料を読ませていただきます。

◇（議案書・順次、願出人、土地所有者、農地の所在、登記地目、面積、耕作者、事由を朗読、説明。）

それぞれの案件について、担当委員さんに現地調査をお願いいたしましたので、一言ずつご報告をいただければ幸いです。どうぞよろしくご確認いただければと思います。お願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。昨年度と違って、新しい方法でやりたいということですので、資料を確認しながらという形になるかと思えます。整理番号1番、〇〇さんの案件で、担当委員さんの報告を。皆さんのもとに協議事項というこの資料があるかと思えます。それを見ながら。

10番委員

10番高橋です。

〇〇さんの件ですが、これは申請地に家がありました。そこを壊して畑にし、今、ジャガイモが植えられて、写真のようにちゃんと営農をしておりました。畑として認めても大丈夫かなと思いました。

〇〇さんはここに住んでいたんですけども、3年前に〇に引っ越しまして、この家が要らなくなって、それで、結局、宅地なので税金が高いので、壊して畑にしたいというようです。

議 長

今、高橋委員から報告をいただきました。
資料をよく見ていただいて、質問等ございましたら発言願います。

事務局

今回の流れを少し説明させてもらってもよろしいですか。

議 長

そうですね。

事務局

先ほど、櫛淵委員さんからもお話があったのですが、今回たまたま2件ほど、転用許可を受けたのだけれども、実際には設置しなかった、実行されなかったというものを、また畑にしたいというお話がありました。実際にはよくある案件なんですけれども、バブル期とか、そのころ転用して活用したいとか、息子に、家を建てたいというお話で許可を受けたり、取得された場合とかがあるのですけれども、その後計画がされなかった。例えば、その土地を畑のままではなくて1回でも造成とかしますと、農地法について手を離れてしまう形になってしまうので、そうすると、県のほうに確認させていただいたところ、計画の

変更、例えば住宅ではなく、今度は車庫用地にするというような場合については、計画変更ということでお出しいただきたい。ただ、今回の案件については、ほとんど手をつけずに農地のまま利用したような場合については、転用取消を出していただいて、その後、こういうふうに農地として利用できているか、または利用される見込みがあるかというところを確認していただければ、農地の台帳に復元、登載して、農地として登録をしていただく。ただし、当然、ほかの案件と同じように、3条と同じように取得した以降は、3年以上は必ず耕作していただくという話になっていますので、耕作は3年以上は当然していただくなくてはならないですし、その後転用が出る場合とかは、当然、転用許可をとっていただく。別な話になるのですが、俗に言う農振に入るような農地であれば、農振を入れることも、そうすると最低でも農振の除外から転用、通常であれば1年半以上手続許可に時間がかかる案件となる場合があります。具体的に話させていただくと、今回の案件については、例えばこの〇の案件、番号で言うと、3番の案件等は、道路を挟んではいるのですが、隣接に、大きな農地の広がりがありますので、例えばこの土地は可能性としては農振に入る可能性が高い、農振農用地に入る可能性が高い。農振農用地になれば、農振、年1回、9月末までの申請で8カ月ぐらい、農振の除外手続に時間がかかりますから、それをしていただいてからでないで転用ができなくなるということになると思います。以前、特にこの何年かは4条、5条の転用手続について、実行されない案件が多いというのは昔からの農地転用の課題であったようで、この近年は5条の許可、4条の許可が出た後に、計画実行されたかどうかは、事後の計画書を、実行されたら実行されたという報告、もしくは経過の報告を提出していただく仕組みにはなっているのですが、例えば古い案件については、言い方は悪いかもしいのですが、許可を出せば出しっ放しになっている、で、実行がされないという案件も結構ありますので、そういうご相談を受けた場合は、ちょっと手続に時間がかかる、面倒なこともあろうと思うのですが、許可申請書とか、当時の許可申請書とか、その辺をお持ちいただいて相談いただければ、許可の取り消しができる可能性もありますので、ご相談を受けた農業委員さんがいらっしゃいましたら、ぜひ事務局に相談に見えていただけるようにお話しいただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま事務局より説明いただきました。

それでは、整理番号1番の〇〇の案件ですけれども、実際にこの写真を見ていただくと、これは大根ですか。

10番委員

いや、ジャガイモ。

議 長

ジャガイモが作付をされているというのを確認できるかと思います。農地台帳に登載することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、登載することに決めます。

続きまして、整理番号2番、〇の〇〇さんの案件です。

担当委員さん、お願いいたします。

- 10番委員 10番の高橋です。
この土地も6月26日に高宮委員と一緒に見てきたんですけれども、きれいに埋まって、営農を再開しておりました。〇〇さんは定年後、今、一生懸命農業をやると意気込んでやっていたので、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。
- 議長 それでは、資料です。まず最初に、地図があって、2枚目、これは以前の写真ついています。
ご意見はございますか。
（「異議なし」の声）
なければ、農地台帳に登載することに決めます。
続きまして、整理番号3番、担当委員さんの報告をお願いいたします。
- 11番委員 11番、森下です。
現地調査の状況について報告いたします。この案件につきましては、春先から私のところに何度か相談を受けておまして、正式に農業委員会の手続も話をしてくださいという形で、正式に話が持ち上がったと理解、そして現地につきましては、6月30日にその現地のほう、もとの写真があるとおりの確認をさせて、春先からいろいろ作付をしまして、それこそジャガイモとか、大根とか、野菜からナス、面積的には約1反歩ぐらいの面積なんですけれども、6月30日に行ったときには全てカボチャ等も含めて全部作付はされております。それで、この家はもともと農家ですから水田もありますし、実際に耕作する所有面積は約2haぐらいあるということで、特に営農の継続について問題ありませんし、自宅には後継者も、息子さんがいて農業の手伝いをしておりますので、営農の継続というような意味では特に問題ないと思いますので、農地に登録されても耕作放棄地となる危険は少ないというふうに判断できます。
よろしくお願いします。
- 議長 ただいま森下委員の報告がありました。
写真を皆さんに写真を見ていただいて、まずクの3という地図があります。1枚めくってもらうと、真ん中に大きく赤で囲まれた申請地という、これはいつごろの写真ですか。
- 事務局 これは、25年ごろの写真。
- 議長 それで、そのもう1枚めくってもらうと、今度3番に写真のある、2016年の6月14日という日付のあるものです。森下さん、カボチャでしたか。
- 11番委員 カボチャとネギと、それからハナインゲンと本当にいろいろとつくってあるんですよ。要するに自家用で、余ったら多分直売所に売るといような感じの作付だと思います。
- 議長 ありがとうございます。
ご意見はございますか。
（「なし」の声）

なければ、農地台帳に登載することに決めます。
続きまして、整理番号4番、担当委員さんの説明をお願いいたします。
〇〇さんの案件ですね。〇。

13番委員 13番の小池です。
7月2日に本人に会いまして、極力現場を見てきました。一番最後の写真を見てほしい。3枚。

議長 クの4。

13番委員 クの4ですね。

議長 クの4という写真です。一番最後のページですね。

13番委員 この上の2枚は、西側から撮った写真です。一番下の写真が東側から撮った写真なんですけれども、一般的な野菜ですね。ジャガイモだったり、ナスであったり、キュウリであったりをつくってしまっていて、もう20年以上ずっと同じで、これはよく管理されて、しっかり農業されているんだなということで。

議長 ありがとうございます。
ただいま小池委員から、ずっと長年にわたって畑として管理をされていると。現状は、一番最後のページに写真がありますけれども。
細かくいろいろなものがつくられています。
ご意見ございますか。

事務局 会長、1つだけ、報告が漏れたのがあって、すみません。今回見ていただいた案件について、要件がございます。3条の申請のときに、下限面積、要は、農家資格みたいなものです。面積が必要になるのですが、この復元の案件についても、当然適用される形になります。ですから、もし農地を持ちたいという場合、この1筆だけで500㎡しかなくて、農地にしたいというような場合だと、500㎡だと、家庭菜園としか見なせられないとなりますので、それは農地法で言う農地には該当しません。ですから、みなかみ町、一番最低の下限面積10a、1,000㎡となっていますから、地区によって上津だと30a、下限面積30、40とありますが、その面積をこれも含めて超えないと、農家としての資格がないという目安になります。そういう要件もございますので、ご注意いただければと思います。お持ちになっている面積と新たにそれを申請し、復元した農地の面積を足して下限面積を超えないと農地として認められないという要件がございますので、要件の追加というお話でさせていただきました。ご注意いただければと思います。
以上です。

議長 今回の案件については。

事務局 今回の案件については、全部クリアさせていただいています。1番の〇地区については下限面積が10aとなっておりますので、〇〇さんがほかにも農地

を持ち、この3筆だけで1,500㎡、この筆3件だけでも、〇地区だと下限面積10aを超えていますので、この場合についてはできます。ただし、今回、案件の確認もさせていただきますので、〇〇さんについてはほかの農地もお持ちだったようですので、もう確実にクリアされておりました。

次の〇の〇〇さんについても、〇地区については下限面積が10aですから、1,000㎡を超えていないと農家の資格はないという形になるので、この筆だけだと農家として認められないので、畑という形にはなりません。ですからほかの耕作をされている農地があるということになると思います。

次の案件については、〇ですね。〇地区は30aございます。3,000㎡ないと農家の資格がございませんので、この方は水田もかなりやられているので、1町歩以上お持ちですから、ほかの農地も足して面積、かなりありますので、適合はこの案件としてはクリアされております。

最後に、〇ですが、〇については、10a、1,000㎡となっておりますので、当然、〇〇さんについても、この筆以外にも耕作されている面積がございます。それをクリアされているので、この農地についても、農地として認めることができるということになります。

以上、案件は下限の面積をクリアした上での登録ということになります。
以上です。

議 長 途中で別のが入りまして、整理番号4番、〇〇さんの件につきまして、農地台帳に登載することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、登載することに決めます。

続きまして、協議事項・報告事項(2)番、制限除外の農地等異動通知書について、事務局よりお願いいたします。

事務局 11ページをごらんください。

協議事項・報告事項(2)、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書について報告いたします。

◇(議案書・順次、申請者、届出する土地の表示、地目、面積、所有者、転用の目的に係る施設の概要、工事期間を朗読、説明。)

以上です。

議 長 ただいま事務局より報告をいただきました。

それでは、以上で協議事項・報告事項を終了いたします。

それでは、閉会の宣言を吉野委員にお願いいたします。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

[午後2時25分]